

発行日 2014年7月25日 事務所：和歌山市三番町6番地 関西電電ビル4F 金原法律事務所内

<http://kodomomiraikibou2012.seesaa.net/> 連絡先・事務局：TEL:073-451-5960 (松浦)

6月20日、「子どもたちの未来と被ばくを考える会」の第3回総会をビッグ愛にて行いました。その後、うのさえこさんを講師に迎え、「原発事故子ども・被災者支援法と うのさえこさんの避難の話」という内容で講演していただきました。「原発事故子ども・被災者支援法」について、講演の内容や配布資料等をもとにまとめました。

## ■ 原発事故子ども・被災者支援法とは？

【東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律】

- 熱意ある国会議員が、被災地の当事者の切実な声を聞き、被災者の不安解消・生活の安定のためには包括的な支援法が必要と、党派を超えて全会一致で可決、制定された議員立法。
- 原発事故からおよそ3ヶ月後の2012年6月21日、衆議院本会議で可決成立されたスピード立法。
- 具体的な数値や内容はもり込まれておらず、政府が基本方針を定めていく理念法。



## ■ この法律の画期的な点

- 1、 放射性物質が拡散されたこと、健康に及ぼす危険については十分解明されていないことを国が認めた
- 2、 自治体の復興ではなく、被災者の生活支援、つまり“人”の支援を重視
- 3、 支援対象地域において、被災者一人ひとりが、居住、移動、帰還を自己決定する

## ■ 基本理念

- 1、 正確な情報の提供
- 2、 居住・移動・帰還を自らの意思で行なうための支援
- 3、 健康上の不安の早期解消のための最大限の努力
- 4、 被災者へいわれなき差別がないよう配慮
- 5、 子ども・妊婦に対する特別の配慮
- 6、 長期にわたる確実な継続支援

しかし！

1年以上、政府から基本方針案が出てこなかった。当事者の声を聞くための意見聴取の場は一度もなく、2013年8月末に提出、10月に閣議決定された基本方針は、この法律の基本理念を骨抜きにしたものだった。

### ■特に大きな問題点

- ・当事者の意見を反映させるしくみが全くない。
- ・支援対象地域が、福島県の浜通りを中心とする33市町村に限定され、範囲が極めて狭い。支援法には「放射線量が一定の基準以上の地域」とあるが、その基準値が定められていない。
- ・避難に対する支援内容ではなく、帰還・居住を重視した支援になっている。最近では、年間被ばく線量20mSv以下については帰還をすすめるなど、帰還促進政策が強力に進められている。

(※原発事故前の年間被ばく線量は1mSv)

#### 支援法定から2年、達成されてないこと

- ・被災者・支援者の声を反映させる仕組み
- ・幅広い支援対象地域の設定
- ・雇用や住宅を含む避難者への支援
- ・抜本的・包括的な被ばく低減政策 特に保養
- ・第13条に基づく健康管理支援 検診

うのさんは「避難を望む人には、できる権利を保障すべき。3年前より決して良くなっていない原発事故現場が至近距離にある中で、今度もし危機があればまた捨てられます。むしろ今、(被災地に)止まってがんばっている人にこそ、子ども・被災者支援法は必要です。また、流通によって全国に汚染が広がっている今、被ばくを避けることは、福島だけの問題ではありません。」とおっしゃっていました。

### ■私たちにできることは？

- ・「子ども・被災者支援法」について、周囲の人に伝える。「支援対象地域」は毎年見直されることになっている。理念実現のためにも、私たちが関心をもち続け、声をあげていくことが大切。
- ・国からの施策を待つのではなく、地方自治体を中心となって支援を行ない「子ども・被災者支援法」に基づいた予算請求を国に求める。保養や、住宅を含む避難者の支援は、町おこしにもつながる。
- ・民間団体が中心になり、情報提供を行なう。身近に避難者がいれば、「体調マップ」や「健康管理手帳」を広め、体調・検診・行動記録をとっておくようすすめる。



福島第一原発事故は、今も継続中です。

私たちはいつもこの問題を忘れず、情報収集しながら、考え、できることをしてゆきます。あなたもいっしょに、できることから行動してみませんか。